

第2回 利根川水系における治水計画関係都県会議 議事録

日時：令和7年12月19日（金）10:00～11:00

場所：さいたま新都心合同庁舎2号館16階 河川会議室

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事

八斗島上流における既存ストックの最大限活用について

4. その他
5. 閉会

◆開会

<石川河川調査官>

定刻となりましたので、ただいまより「第2回利根川水系における治水計画関係都県会議」を開会いたします。皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川部河川調査官の石川と申します。どうぞよろしくお願いたします。取材の皆様におかれましては、記者発表の際にお知らせしております通り、カメラ撮りは挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いたします。記者発表でお知らせしております注意事項に沿って適切に取材していただき、議事進行へのご協力をお願いいたします。また、職員等による記録撮影を行っておりますのでご了承ください。それでは、本日の資料を確認させていただきます。資料は事前に送付させていただいております。配布目録、議事次第、名簿、座席表、利根川水系における治水計画関係都県会議規約、八斗島上流における既存ストックの最大限活用について、高崎市議会からの意見書について、以上となります。送付漏れ等がございましたらお知らせいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。傍聴の皆様は、傍聴に当たっての注意事項を遵守していただきますようお願いいたします。次に、議事次第の2. 関東地方整備局河川部長の室永より挨拶をさせていただきます。部長、よろしくお願いたします。

◆挨拶

<室永河川部長>

はい、関東地方整備局の河川部長の室永でございます。本日は利根川水域における治水計画関係都

県会議にご参加いただきまして、ありがとうございます。音声の方大丈夫でしょうか、会議の冒頭にあたり前回、第1回では利根川の状況についてご説明いたしました。その際、私、皆様にご説明したキーワードの一つに切迫感というものがあったかと思えます。今日これから議論を進めるにあたって、その切迫感について私がなぜそう思うのかを補足する意味でも少し利根川の歴史について、ご挨拶で述べさせていただきたいと思えます。利根川の直轄の工事というものは、明治8年から開始されます。当時は低水工事から開始されていて、自治体で地区の工事をしていたということでありました。その後、明治29年に大きな出水がございまして、利根川の流域、大きな被害が出て明治33年から高水の直轄工事に入るということになってというのが歴史でございまして。その後、明治43年やカスリーン台風などを経て利根川の計画を見直しながら、高水対策というものを皆さんと一緒に進めてきたという歴史であります。その後、昭和55年からは工事实施基本計画というものを作りその際、確率規模というものを導入し、その確率規模というものがまさにどう利根川の安全度があるべき姿なのかという。それまではカスリーン台風はじめ、被害受けるたびにそれに打ち勝つ対策ということでございしましたが、55年以降初めてこうあるべきだという我々のまさに利根川の計画論の中で整備を進めてきて、これまで利根川本川での破堤というものを避けてきたというのが現状かと思っております。他方で我々が経験した令和元年台風19号というものは、おそらく流域の皆様方にも大きな衝撃を我々と共に受けたのではないかというふうに思えます。利根川の本川において堤防越水直前まで水位が上がるという状況があったということでございまして。この切迫感というのが、まさにそこに根付くものでございまして、これから気候変動に対応していく中で、河川整備基本方針、河川整備計画を見直してきたわけでございますけれども、これにどう打ち勝つか、1つのキーワードはまさに切迫感で、どうスピードを速く対策するかということにかかってくるのかなというふうに思えます。その文脈から申しますと、本日、利根川の上流にあるいろいろなダム等の既存施設の有効活用というものについての検討結果をご報告させていただきます。おそらく、この既存施設を使うというものの一番のメリットというのは、そのスピード感ではないかというふうに思っています。そういう意味でもこの切迫感を打破する一つの重要な対策を今日議論することになるかと思えますので、ぜひご議論関連いただきまして利根川の今後を考えていく、大きな一歩になればと思えますので、どうぞ皆様よろしくお願ひしたいというふうに思えます。以上でございます。

◆構成員紹介

<石川河川調査官>

ありがとうございます。誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力お願いいたします。続きまして、本会議の構成員であります都県の皆様のご紹介をさせていただきます。本日は皆様、Webにてご出席いただいておりますので名簿の順にご紹介させていただきます。お手数ですが、カメラをオンにいただき、一言ご挨拶いただければと思えます。ま

茨城県土木部長 和賀正光様、本日は都合により欠席のため土木部災害・防災対策監兼河川課長 橋本則保様の代理出席となります。

<茨城県>

はい、お世話になっております茨城県でございます。河川課長の橋本でございます。本件冒頭、室永部長からもお話ございました通り、大きな課題に対して整備局で、これまで様々な調査検討していただいていることに、まずもって感謝を申し上げたいと思っております。今回第2回目の会議でございますので、検討状況のご説明をいただけるとのことでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

<石川河川調査官>

はい、ありがとうございます。続きまして、栃木県県土整備部長 小野和憲様、本日は都合により欠席のため、河川課課長補佐 佐々木専様の代理出席となります。

<栃木県>

はい、栃木県佐々木でございます。本日、部長は所用により出席できませんので、私が代理出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

<石川河川調査官>

はい、ありがとうございます。続きまして群馬県県土整備部長 宮前勝美様、本日は都合により欠席のため、県土整備部技監 中川哲様の代理出席となります。

<群馬県>

群馬県県道整備部技監の中川でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

<石川河川調査官>

はい、ありがとうございます。続きまして埼玉県県土整備部長 吉澤隆様、本日は都合により欠席のため、県土整備部副部長 飯塚雅彦様の代理出席となります。

<埼玉県>

はい、埼玉県県土整備部副部長の飯塚でございます。本日、埼玉県におきましては、県議会の本会議が開催されておりますので、私の方が代理出席させていただいております。また、利水の関係ということで、土地水政策課も Web にて参加させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

します。

<石川河川調査官>

はい、ありがとうございました。続きまして千葉県県土整備部長 四童子隆様。

<千葉県>

はい、千葉県の四童子でございます。よろしくお願いたします。

<石川河川調査官>

はい、ありがとうございました。続きまして東京都建設局河川部長 斉藤有様。

<東京都>

東京都の建設局の河川部長の斉藤でございます。関係者の皆様には、日頃より大変お世話になっております。本日もどうかよろしくお願いたします。

◆議事

<石川河川調査官>

はい、ありがとうございました。それでは、議事次第の3.「八斗島上流における既存ストックの最大限活用について」と議事次第の4.「その他」について事務局より説明をお願いします。

<與田河川計画課長>

はい、説明を担当させていただきます。河川計画課長の與田と申します。よろしくお願いたします。資料につきましては、表紙に八斗島上流における既存ストックの最大限活用についてと記載されているものをご覧いただければと思います。まず冒頭、本日の議論の内容でございますけども、1 ページ目でございます。前回、利根川治水計画の概要と既存ダムの整備状況についてご説明させていただきました。そういった状況を踏まえまして、今回の議論の内容といたしましては、既存ストックの最大限活用についてとしており、八斗島上流域における洪水調節流量の目標 4,900m³/s に対して、既存ストックで最大限確保可能な対策について検討させていただいております。

2 ページ目から資料の内容になりますけども、まず 1 ポツ目の利根川水系の治水計画については、前回もご説明させていただいた通りでございますけども、令和元年東日本台風におきまして利根川上流ダム群において、約 1 億 4500 万 m³ の貯留を行ったところではございますけども、利根川の資産が集積しております 145km から 165km 付近までのおよそ 20km 区間にわたりまして、計画高水位を超過して非常に危険な状態でありました。また合わせて、川俣付近では堤防の天端高まで 1m のところまで水

位が上がるくらい、かなり危機迫ったといったような状況でございました。こういった状況を踏まえまして、私どもは、昨年度末までに利根川・江戸川河川整備計画を変更させていただいておりまして、目標の流量 17,000m³/s から 21,200m³/s に見直しをさせていただいておりまして河道で 16,300m³/s、その差分である 4,900m³/s を洪水調節するといった計画を作らせていただいております。今年度より利根川上流域における治水機能増強検討調査に着手させていただいておりまして、まずは既存ストックの最大限活用等の検討を行わせていただいたところでございます。ページの一番下に政策目標の方を記載させていただいておりますけれども、政策目標としては、利根川流域の治水安全度を向上させることとございまして今回、利根川上流域における治水機能増強検討調査を実施させていただいて、八斗島上流域における洪水調節量の目標である 4,900m³/s を確保して、洪水による災害の発生の防止と軽減を図ることを達成していきたいと考えているところでございます。

次のページから八斗島上流域の洪水調節施設の整備状況と課題です。こちらについては、5 ページ目、6 ページ目に前回ご説明させていただきました施設の配置状況と雨の降り方、また降水降雪の状況を載せさせていただいております。こちらについては、前回と同様ですので、説明については割愛させていただきます。

7 ページ目から既存ストックの最大限活用の考え方についてご説明させていただきます。

まず 8 ページ目になりますけれども、既存ストック最大限活用の考え方といたしまして、まず具体的には事前放流のさらなる活用を検討させていただいて、それに加えて放流操作の最適化、また治水利水の容量の振替を既存の施設で活用の検討させていただきます。それぞれのステップにおきまして、放流操作の最適化について確認をさせていただいているところでございます。その既存ストックの最大限活用を検討した上で、事前放流や容量振替のさらなる活用を行うために放流設備の改良を検討させていただきたいと考えております。合わせて最後にダムの高上げの可能性がないのかについても加味しまして、これら 5 つの視点から既存ストックの最大限活用を確認させていただいております。この検討にあたりましては、いくつか諸条件がございまして、まずは現状の気象予測の技術に基づく効果量が見込めるかどうかといった点と、既存の水利用には影響を与えないといった点、合わせて、経済コストについて考慮することと早期に実現可能な対策であるかについて確認させていただきながら、対策を検討させていただいております。

9 ページ目に今回検討の対象とさせていただいているダムの一覧を整理しております。今回、検討の対象とさせていただいたダムについては既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるようにするために国交省が管理しているダム、また水資源機構が管理しているダム、合わせて群馬県が管理している多目的ダムと利水ダムについて、検討の対象とさせていただきました。この中で右の表の中の下段に米書きで書かせていただいておりますけれども、基準地点である八斗島に有効容量が及ぶ影響が小さい、容量が 200 万 m³ 以下のダムにつきましては、事前放流の現況施設で活用の部分以外では検討の対象外とさせていただいております。

また玉原ダムに関しましては、揚水発電の上池ダムであり、流域面積が小さく、治水効果もなかなか見込まれないと考えられるため、こちらについても事前放流の既存での活用以外は検討の対象外とさせていただきます。

10 ページ目から、まず事前放流を現行施設でさらなる活用するといった視点で検討をさせていただいております。

11 ページ目です。事前放流については、治水協定というものを結ばせていただいております。こちらの治水協定の背景でございますけれども、令和元年東日本台風などを受けまして、水害の激甚化・頻発化に備えるために、緊急時において既存のダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるように、関係者の皆様と治水協定を結ばせていただいております。利根川におきましても利根川治水協定を令和2年5月28日に結ばせていただいたところでございます。現在、利根川で治水協定を結ばせていただいているダムは28ダムございまして、この事前放流の考え方といたしましては、予測雨量が基準である降雨量の48時間雨量で350mmを上回った場合に事前放流を実施していただくことを、お願いをさせていただいております。

12 ページ目です。現在、事前放流のトリガーといたしましては、84時間先の予測、降雨予測に基づきまして、事前放流をお願いさせていただいておりますけれども、現状の84時間先の降雨予測の精度にまだまだ課題が残るところもございまして、予測精度の高い時間帯を確認させていただいて、現実的に事前放流ができる時間帯を今回検討の中で確認させていただいて、設定させていただいております。具体的には、資料の左下の方に載せさせていただいておりますけれども今回、予測雨量と実績雨量が存在している平成27年以降の雨のうち、令和元年東日本台風の規模のみが氾濫注意水位を超過した実績があることから、この雨に基づき、実績雨量と予測雨量の相関関係を確認させていただいて、結果的に3時間から24時間までが強い相関関係があることを確認させていただきましたので、今回の事前放流に関しましては、24時間後までの降雨予測を用いらさせていただいて、検討を行わせていただいております。その効果量といたしましては、資料の右下にございますけれども、現在協定を結ばせていただいている28ダムにおきまして、事前放流を最大限実施させていただいた際には、約160m³/sから370m³/sの治水効果があるといったことを確認させていただいております。合わせて、先ほどの説明の中で有効容量が小さいダムについて15ダムあげさせていただいておりますけれども、その有効容量の小さいダムの効果に関しましては、1m³/sから6m³/sほどと効果が限定的であることを確認させていただいております。

続けて13ページ目に、放流操作の最適化の可能性の検討について載せさせていただいております。こちら放流操作の最適化については、気候変動によって降雨量が増加し、ダムの地点において流入量が増加することから、現状の操作のままだと異常洪水時防災操作に移行するダムも存在するため、これらのダムに関しまして気候変動を加味して、確保される洪水調節容量を最大限活用するための操作方法について確認させていただいております。

15 ページ目に確認させていただいた結果を載せさせていただいておりますけども、今回検討させていただいた直轄と水資源機構が管理している7ダムについて、現行の操作とその容量を最大限活用した場合と防災操作に至らないような操作設定をさせていただいた場合という3つのパターンで最大放流の変化を確認させていただきました。結果といたしましては、最適操作行ってもダム下流の無害流量を超過してしまうダムが2つ、菌原ダムと下久保ダムがあることを確認させていただいております。

16 ページ目に、ここまでの検討結果のポイントを載せさせていただいておりますけども、ポイントといたしましては、現存の施設で事前放流を最大限行い、さらに操作の最適化を行わせていただいたとしてもダム下流の無害流量を超過してしまうダムとして、菌原ダムと下久保ダムに課題があることを確認させていただいております。

次ページ目以降から容量振替の可能性について掲載させていただいております。先ほどの検討の中で、治水容量が不足しているダムとして、下久保ダムと菌原ダムを確認しております。これらのダムの利水容量を治水容量に振り替えるために、それらのダムの利水容量を他のダムに振り替え先がどこにあるかについて確認させていただいております。ただ、この下久保ダムと菌原ダムのうち菌原ダムに関しましては、予備放流によって利水容量すでにすべて使い切る作を行わせていただいておりますので、今回の振り返りの可能性としては、検討の対象外とさせていただいております。利水容量の受け入れ先といたしましては、可能性があるのは、矢木沢ダム、奈良俣ダム、藤原ダム、相俣ダム、八ッ場ダムがございますけども、これらのダムに関し、治水容量と利水容量に振り返ることを検討させていただいております。その中で利水容量に振り替えることによって治水容量が減る分、現況の治水安全度から安全度が目減りしてしまうところがございますので、その減少した治水安全度に関しましては、事前放流でしっかりとその必要な容量が確保できることを条件として設定させていただいて、確認を行わせていただいております。補助ダムに関しましては、補助区間において治水計画がすでに策定されておりまして、利水容量の振替を行った場合には、この計画の変更を行わなければならない、影響がかなり大きいことが予想され、合わせてその利水ダムに関しましては、振替可能な治水容量がないところがございますので、今回、補助ダムに関しましては、検討の対象外とさせていただいております。合わせて先に挙げさせていただいた、検討対象の5ダムの中でも矢木沢ダムに関しましては、容量振替によって常時満水位を上昇させた場合に、堤体の健全性に影響を与える可能性がございますので、こちらについても振替の対象とからは外させていただいております。合わせて相俣ダムに関しましても、事前放流によって治水容量を確保する必要がすでにあるダムでございますので、新たな利水容量の受け入れは、なかなか難しいところがございますので、こちらも検討の対象外として確認させていただいております。

19 ページ目から結果を載せさせていただいておりますけども、利水容量の振替の条件といたしましては、まずそれぞれの利水容量の受け入れ先のダムの容量を上限として設定させていただいた場合の効果量と振り替える下久保ダムの利水に影響しない最大限の容量を治水容量と振り替えさせていただいた場

合の2パターンで確認させていただいております。まず受け入れダムの容量を上限として設定させていただいた場合を左下に提示させていただいておりますけれども、受け入れダムの治水安全度を低下させないことを条件といたしまして、最大限事前放流を実施させていただいた場合に、奈良俣ダムと八ッ場ダムに新たに100万m³と160万m³の容量が確保できることを確認させていただいております。利水に影響しない最大限の容量を治水容量に振り返る場合の結果といたしまして、右側に掲載させていただいておりますけれども、下久保ダムの下流域の利水に影響しない範囲で利水容量を振り替えられる容量といたしましては、現在約2,100万m³を想定させていただいております。こちらの2,100万m³を振替として治水容量に使った場合、その効果量といたしましては約390m³/sから410m³/sほど新たに治水容量が確保できるのではないかと、こちらの利水容量を最大限の条件として設定させていただいた場合に効果が高いことを確認させていただいております。

これらの確認結果の一覧を20ページ目に表でまとめさせていただいております。先ほど述べさせていただきました通り、受け入れ先の容量を上限とする場合よりも、下久保ダムの利水容量を条件といたしまして、治水容量に振り替えた2,100万m³を治水容量に振り替えさせていただいた場合の方が、治水効果が大きいことを確認させていただいておりますけれども、一方で、こちらの2,100万m³を新たに既存の施設で受け入れる受け入れ先がないといった課題を確認させていただいております。

ここまでの説明について、またポイントとしてまとめさせていただいたものが21ページ目になります。

22ページ目から、これらの既存施設の可能性を確認させていただいた上で、放流設備改良の可能性について確認させていただいております。

23ページ目から放流設備改良の可能性として、現在の施設から、さらに放流設備の改良、事前放流の更なる活用でしたり、容量振替ができないかといった可能性を確認させていただいております。放流設備の増設に関しましては、当然のことでございますけれども、ダムの形式でしたりダムサイトの地形条件や地質条件、堤体の安全性の影響といったものをご確認させていただくとともに、ダムによっては貯水池周辺の地すべり地形を有しているダムもございますので、水位低減の制限を設けているダム等もあることから、それらの制約を取り除くといったことも対策として確認させていただいております。右側に現行施設において、水位低下制限等の制約の範囲内で事前放流を24時間の条件で実施させていただいた場合に、最大限確保可能な容量について確認させていただいて一覧でまとめております。これら現行施設では、これらの容量を確保しているところがございますけれども、さらなる容量の確保に向けて制限解除に向けた検討をこれらのダムに対して行わせていただいております。その可能性といたしまして、23ページの右下になりますけれども、下流の下久保ダムに関しましては、下流の利水に影響を与えない範囲で容量を設定させていただいております。これらの利水用量の受け入れ先を確認し、受け入れ先の施設改良の可能性について確認させていただいたのが右下の表になっております。それぞれの改良の内容につきましては、次ページ目以降からご説明させていただきます。

まず 25 ページ目でございますけれども、事前放流の更なる活用をするための放流設備改良の可能性に関し、治水容量が不足している下久保ダムと補助ダムと利水ダムを対象に、放流設備を改良することによって、事前放流で放流できる最大流量を確認させていただいて、それらを行うための施設改良でしたり、水位低下制限対応に対する対応ができるのかといった可能性を確認させていただいております。右側に今回のその確認の考え方を載せさせていただいておりますけれども、下久保ダムに関しましては、下流の流下能力を限界とし、ダムから放れる流量と設定させていただいております。施設を増強することによって設定放流量としては 800m³/s まで増加が可能ではないかと考えております。その容量を確保するために必要な対策といたしましては、約 400m³/s 規模の更なる施設の改良と合わせて、貯水位の低下制限を 1m で設定させていただいているこの条件を解除するための新たな地すべり対策の実施が必要となることを確認しております。その他の補助ダムと利水ダムに関しましては、操作規則等に記載されております最大放流量を洪水量として設定させていただいて、設備改良の可能性を確認させていただいております。

26 ページ目に、施設改良の事例を載せさせていただいておりますけれども、先ほど述べさせていただきました通り、下久保ダムに関しましては放流量を増加させるための管の増設自体は可能ではないかと考えているところではございますけれども、貯水位低減の制限がございますので、それらに対して大規模な地すべり対策が必要となるところが課題かなというふうに考えているところでございます。それらの下久保ダムに関しまして、概ねの工期とコストを算定させていただいておりますけれども、下久保ダムにおきまして施設を増強して、地すべり対策行う場合には、概ね工期としては約 50 年、コストとしては 2,200 億円ほどかかるのではないかなというふうに検討しているところでございます。合わせて、補助ダムと利水ダムの施設の改良の可能性の検討といたしましては、各ダムの状況に合わせて、改良方法を検討させていただいております。ダムによっては、バットレスダムの珍しい形式のダム等もございますので各ダムの条件に合わせて、施設の方を検討させていただき、そちらについては、次ページ目の 27 ページ目に一覧でまとめさせていただいております。一覧をまとめた結果といたしましては、下久保ダムに関しましては、治水機能の増強を図ることが可能ではないかというふうに考えておりますけれども、繰り返しにはなりますが、地すべり対策に多大な費用と工費がかかることもあり、実現可能性については、低いのではないかというふうに考えているところでございます。合わせて、補助ダムと利水ダムに関しましては、概ね改造によって得られる効果といたしましては 50m³/s 程度を確認しているところでございますけれども、こちらの施設の改造に加えて、さらに発電施設等がある場合は、その保証も必要になってございますので、対策には放流量に対してかなりコストがかかるのではないかということを確認しているところでございます。

29 ページ目から容量振替のさらなる活用の検討の方を行わせていただいております。下久保ダムに関しましては、容量振替が効果的であるということ为先ほどの検討の中で確認させていただいておりますが、これらの利水容量の入れ先について課題があるというふうに認識しているところでござい

す。これらの受け入れ先の施設に関しまして、放流設備を改良することによって、さらなる容量の受け入れができないかといったところを検討させていただきました。先ほどもう少し説明させていただきましたが、補助ダムに関しましては、やはり補助区間で設定されている治水計画がございますので、こちらに影響を与えないといったところと、利水ダムについては、振替可能な治水容量はそもそも有していないといったところもございますので今回の検討からは外させていただきます。今回、その受け入れ先として、可能性がある藤原ダム、相俣ダム、八ッ場ダムに関しましては、30 ページ目の右側に条件を設定させていただいて、この実現をするための対策について検討させていただきました。詳細については次ページ目に事例の方を載せさせていただきますけれども、まず藤原ダムに関しましては、放流設備を改良することによって、さらなる容量の確保が可能ではないかということを確認させていただいております。こちらと比較的放流量については大きいことを確認しております。相俣ダムに関しましては、300m³/s 規模の施設改良が必要ではあるのですが、堤頂長が短いことに加えて現在、堰堤改良を行っております。既存の堤体にコンジットが増設される工事を行っておりますので、これに加えてさらなる増設を行うのは困難な状況かなというふうに確認しているところでございます。八ッ場ダムに関しましては、現行の施設を活用することによって、放流設備の改良はせずに容量を確保すること自体は可能ではあるのですが、周辺一帯に地すべり地形を有しており、水位低下の制限を設けているところでございます。この水位低下の制限を取り除くためにはかなり大規模な地すべり対策が必要となり、それには非常に長い工期と莫大な費用がかかるといったところを確認しているところでございます。

これらの確認結果の一覧を、表にまとめさせていただきましたのが 32 ページ目でございます。

33 ページ目にここまでの検討のポイントの方を載せさせていただきますけれども、結果といたしましては、下久保ダムの利水容量の受け入れ先として可能性のある 5 つのダムについて確認をさせていただいた結果、藤原ダムに関しましては施設改良によって、新たな受け入れ量の確保が可能ではないかと確認しているところではございますけれども、他のダムに関しましては構造的な制約であったり地すべり条件などの制約がございますので、そこについては課題が残る状況ではないかと考えているところでございます。

最後の可能性といたしまして、34 ページ目から嵩上げの可能性について検討させていただきます。嵩上げについては、治水容量を新たに確保するために必要な藤原、下久保ダムの嵩上げと下久保ダムの利水容量の振替分を受け入れるための嵩上げとして、矢木沢、奈良俣、藤原、八ッ場ダム、合わせて補助ダムと利水ダムの可能性について検討させていただきます。右側に嵩上げを行う時の確認条件を記載させていただきますけれども、嵩上げの高さは貯水が周辺の地形から漏れ出さないような限界の高さを設定するか、治水容量を確保するためのダムの嵩上げとしまして、流量低減の効果であったり、補償家屋の有無の確認、合わせて貯水池周辺の地すべりの影響であったり発電施設の影響、コストといったものをご確認しながら、実現可能性が高いものについて確認を

させていただいたところでございます。下久保ダムの利水容量を受け入れるための嵩上げといたしましては、先ほどの放流施設を改良した上で、容量振り替えを行う中で、藤原ダムに関しましては、500万 m^3 程度の容量振替が可能ではないかといった確認をさせていただいておりますので、下久保ダムから振り返る予定の振替を検討させていただいている約2,100万 m^3 のうち、藤原で受け入れ可能性のある500万 m^3 を除かせていただいた残りの1,600万 m^3 に関しまして必要な高さを確保するための諸条件を確認させていただいて、それも先ほどの治水と同様に、補償家屋の有無でしたり貯水池周辺の地すべりへの影響を条件として確認させていただいて、可能性があるかについて確認させていただいております。

36ページ目にその可能性の結果の一例を述べさせていただいておりますけれども、今回、事例として菌原ダムの嵩上げの可能性について確認させていただいております。菌原ダムの必要量確保するために嵩上げを行うとした場合には、嵩上げによる発電施設の影響でしたり、周辺家屋に影響がある可能性がありますので、こちらについては慎重な検討が引き続き必要ではないかと考えているところでございます。実際に対策を行う場合には、約20年程度の工期と1,400億円ほどのコストがかかる可能性があるといったところを試算させていただいております。合わせて、地形条件から嵩上げができるかの可能性については、相俣ダムの事例を載せさせていただいておりますけれども、ダムによっては周辺の地形の特性上、嵩上げを行うことが難しいものもございましたので、そちらに関しましては、実現性がないものと判断させていただいております。

その検討結果の一覧を37ページ目に載せさせていただいておりますけれども、いずれの嵩上げに関しましても、効果は大きいものあるのですけれども、コストでしたり、周辺の家屋、また発電施設等への影響が大きいことを確認させていただくとともに、その整備費用についても、大きくなるのではないかと確認させていただいているところでございます。

38ページ目にここまでの確認結果のまとめのポイントで載せさせていただいておりますけれども、嵩上げについては先ほども述べさせていただきました通り、効果量については大きいものを期待できるところではあるのですけれども、コストや周辺への影響を課題として確認しているところでございます。

39ページ目に今までの検討結果の効果と課題を載せさせていただいております。ここまで①から⑤までの新たな既存ストックの有効活用の対策等について確認をさせていただきまして、現行の効果量としては2,200 m^3/s を確認させていただいたところ、事前放流の活用でしたり、操作方法の見直し、また施設改良等を行うことによって4,000 m^3/s まで現実的なものとして効果が期待できることを確認させていただいております。これに加えて、冒頭に述べさせていただいた政策目標として挙げさせていただいている、洪水調節量として4,900 m^3/s を確保するというところに関しましてはさらなるダムの嵩上げを行った場合には、その目標とする流量に到達すること自体は確認させていただいておりますけれども、先ほどの説明で述べさせていただきました通り、社会的影響でしたり、経済性などへの影響については、まだ課題があるといった状況であると考えておりますので、こちらの実現可能性の

見極めについては、引き続き慎重な調査と検討を行わせていただきたいと考えているところでございます。資料の説明としては以上となります。

合わせてその他の項目といたしまして高崎市議会からいただいている意見書についてご紹介させていただきます。

地方自治法の第99条の規定に基づきまして、高崎市議会議長から意見書の方を頂戴しております。読み上げさせていただきますが、気候変動の影響を踏まえた治水機能増強のための迅速な調査を求める意見書ということで、近年の気候変動により、台風の大型化や線状降水帯などによる集中豪雨で、全国各地で甚大な水害が頻発している。このような気象災害のリスク増大に備えるため、市民の生命と財産を守る治水対策は重要性を増しており、喫緊の課題となっている。令和元年東日本台風接近の際、烏川では氾濫危険水位を超える出水となり、本市にも初めて大雨特別警報が発表されるなど、記録的な大雨により市内で63カ所の避難所に3,300人を超える市民が避難したほか、道路の冠水や住宅の浸水被害、橋梁の流出や河川護岸の崩落など多数の被害が発生した。国土交通省関東地方整備局においては気候変動の影響を考慮し、令和6年7月に変更した利根川水系河川整備基本方針を踏まえ、当面の整備計画の内容を定めた利根川水系利根川・江戸川河川整備計画を令和7年3月に変更し、この中で利根川上流部における洪水調節機能のさらなる強化のため、「治水機能増強検討調査」の実施が盛り込まれた。これを受け、今年度から開始された調査では、事前放流のさらなる活用や放流操作の最適化、治水・利水の容量の見直しなど、既存ストックを最大限に活用した洪水調節の検討を実施するとともに、検討の結果、ダムの改造・新設による洪水調節が必要な場合には、過去に中止となったダム等についても選択肢から排除せず検討を進めることとされている。本市には過去に建設事業を中止となった倉渕ダムがあり、既に用地買収、付替道路工事等が完了し、早期に安価で整備が可能であるこのダムを選択肢として調査を進めることで、流域の治水安全度の向上が期待され、地域の活性化に資することが可能であると考えている。こうしたことから、倉渕ダムの事業再開を治水機能増強検討調査に盛り込み、調査を迅速に進めることが重要であると考えている。よって、国においては下記の措置を講ずるよう強く要望する。

1. 早急にかつ、安価に治水安全度の向上が期待できる建設事業が中止となった倉渕ダムについて、検討対象とすること
2. 本市を含む烏川下流域の治水安全度の向上にも役立つ調査とすること
3. 農業用水の取水など、水利用に配慮すること
4. 再生可能エネルギーの有効活用により地域の活性化に資すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

説明させていただく内容については以上となります。引き続き、ご議論のほど、よろしくお願いたします。

<石川河川調査官>

はい、ありがとうございました。関東地方整備局からの資料の説明につきましては以上となります。それでは、ご説明しました内容に関しまして、各都県の皆様よりそれぞれご発言をいただければと思います。ご発言の際には、カメラをオンにさせていただき、名簿の順で進めていきたいと思います。はじめに茨城県橋本様、よろしく願いいたします。

<茨城県>

はい、茨城県でございます。ご説明ありがとうございます。本日もご説明いただいた資料、各項目で検討結果をお示しいただきまして、理解させていただいた点、また、少々わからない点がそれぞれあるというのが正直な感想でございます。それに関しては、ご教示を賜れば、と思っておりますが、やはりこのご説明の冒頭にもございました通り、令和元年の東日本台風を踏まえて数年かけて様々な検討をしてきた流れの中で、今回の内容となっているような気がしております。そのため、なんとなく全体像が見えにくくなっているのかなというふうに少々感じました。今後、関係県である私どもとしましても、しかるべき時に、やはり意見を求められるという時が来るのかなと思っております。その際に、しっかりと判断して回答するために、内部でもきちんと整理してまいりたいと思っております。これまでの検討段階で、その都度、その都度ご説明、丁寧に行っていると思っておりますが、それらも含めて、私どもの発言した内容としてでは現在、検討している対応案が合理的な対策であって、最善な案であることを、理論的かつ定量的に説明をしていかなきゃならないということで、そこについての資料のご提供をお願いしたいということが一点でございます。また今後、議論がいろいろ進んでいくと全体的な妥当性、合理性が確認できた後の話になるかと思いますが、個別具体的に本県における治水対策の効果とその建設コスト的なところ。そういったところの経済的観点も妥当性を示していくということが必要になるかなと、我々も説明責任が問われるところではないか思っておりますので、そちらについても、引き続きご検討、資料提供の方いただければ大変ありがたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。茨城県からは以上でございます。

<石川河川調査官>

はい。ありがとうございました。続きまして栃木県佐々木様、お願いいたします。

<栃木県>

はい、栃木県でございます。説明ありがとうございます。八斗島上流域の既存ダムを活用した様々な方策につきまして、丁寧な説明ありがとうございました。必要とされます流量の低減効果を得るためには、事業コストがかさむもの、また長い事業期間を必要とするもの、さらには地元の調整が必要なものなど、クリアすべき様々な課題や限界もあることが分かりました。しかしながら冒頭、河川部

長もおっしゃっていましたが、激甚化、頻発化する水災害の切迫性は増していると実感しており、スピーディーな対策が必要です。このため、地元のご理解が必要とは思いますが、新たな抜本的対策につきましても検討が必要なのではないかと思われまます。引き続き経済的で効率的かつ効果的な方策をご検討いただきまして、治水事業のさらなる推進をお願い申し上げ、栃木県からの意見とさせていただきます。以上です。

<石川河川調査官>

はい。ありがとうございました。続きまして群馬県中川様、お願いいたします。

<群馬県>

はい、群馬県です。資料のご説明大変ありがとうございました。詳細な説明ありがとうございました。群馬県からは4点ほど申し上げさせていただきたいと思っております。まず1つ目ですが、頻発化、激甚化する気象災害の対応については、国の補正予算が先般16日に成立しまして、防災減災、国土強靱化の推進ということで、さらに治水対策に取り組むということになりました。群馬県といたしましても、県議会で補正予算の議決もいただいております、今後も河川整備等をしっかり進めてまいりたいと考えております。ぜひ国におかれましても、引き続き利根川の治水安全度の向上にご尽力いただければ幸いです。2つ目ですが、先ほどご説明いただいた既存ストックの活用に関し、今後も社会的影響や経済性等の面も含めた慎重な調査・検討ということで、今後続けられるとご説明いただきました。例えば、より早期の事前放流の可能性など、今後の検討でも既存ストックがさらに活かされるよう、十分ご検討いただいて、もし可能であれば、改めてご説明いただく機会があればと考えております。引き続き、県内河川の治水安全度向上に寄与し、河川改修に伴う県の負担金がこれ以上大きくならないようなご配慮もいただければと考えてございます。3つ目ですが、前回の会議でも申し上げましたとおり、繰り返しになる部分もあって恐縮ですけれども、嵩上げなど、ダムの改築等におきましては、建設地の生活再建や地域振興対策、地元自治体には非常に長い財政的、人的負担というものが伴います。完成後も、県として地域に密着した支援を継続する必要がありますので、関係機関の皆様にはダム設置県における、こうした負担を強いられるという面もありますので、ぜひご理解いただき、積極的なご検討、ご支援をお願いできればと考えております。4つ目ですが、ご説明にありました利水容量振替における影響でございます。下久保ダムの利水容量を振り替える検討案をご説明いただきました。こちらを進めるにあたりましては、水道、農業用水、また発電と多々利水者がございますので、必要量の確保や運用に不安を感じないよう、十分にご説明とご配慮の上、ご検討いただければと思っております。最後になりますが、関係する地元や関係機関の意見を十分にお聞きいただきながら、丁寧に検討を進めていただきたく、重ねてお願い申し上げます。今後も国ならびに流域都県の皆様と連携し、防災減災対策に取り組んでいければと考えておりますので、どうぞ引き続きご協力のほど、よ

ろしくお願いいたします。群馬県から以上です。

<石川河川調査官>

はい。ありがとうございました。続きまして埼玉県飯塚様、お願いいたします。

<埼玉県>

はい、埼玉県でございます。ご説明いただきまして今回、既存ストックの有効活用だけでは目標とする対策量には達しないということを確認させていただきました。埼玉県といたしましては、引き続き、利根川水系の治水安全度向上のため、八斗島上流における治水機能増強検討調査を進めていただきたいと考えているところでございます。また今回の説明で、下久保ダムの容量振替に伴う治水上の効果は理解させていただきました。下流の神流川頭首工には、神流湖唯一の水源として、約4,000ヘクタールの受益を持つ農業利水がございまして、容量振替に伴い、利水に対して不利益が生じないことを十分確認いただくとともに神流湖の水面利用も含め、事前に水の利用者の理解を得るよう調整をお願いいたします。調査にあたっては、計画の全体像ならびに治水上の確かな効果を示していただくとともに、実施内容の検討前に関係機関との調整をお願いさせていただきます。最後となりますが、引き続き流域の治水安全度向上のため、早期に事業効果が発現するよう、利根川・江戸川の直轄河川事業を強力に推進していただくことを心よりお願い申し上げます。以上でございます。

<石川河川調査官>

はい、ありがとうございました。続きまして千葉県四童子様、お願いいたします。

<千葉県>

はい、千葉県県道整備部長の四童子でございます。千葉県は利根川の最下流部に位置しておりまして、地形的にも非常に低平地が多く、また無堤区間も存在します。利根川・江戸川の治水安全度を向上していくということは、本当に県民の安全を確保する上で大変重要と考えております。その中で、既存ストックの有効活用のお話がありまして、これ自体は非常に賛成でありまして、進めるべきだと思いますけれども、やはりお示しいただいたように、様々に課題もあるということもありますので、ご紹介いただいた高崎市市議会の意見もございましたけれども、例えば中止ダムの活用といったことも含めまして、抜本的な検討も必要であるのではないかなというふうに感じました。検討にあたりましては丁寧にご説明いただきながら、お願いできればと思っているところでございます。千葉県からは以上でございます。

<石川河川調査官>

はい。ありがとうございました。続きまして東京都斉藤様、お願いいたします。

<東京都>

東京都でございます。八斗島上流における既存ストックの最大限の効果・活用につきまして資料の丁寧なご説明どうもありがとうございました。利根川水系の下流域に位置する東京都といたしましては過去、カスリーン台風で甚大被害を受けたことを踏まえまして、八斗島上流の対策は重要と考えております。本日、ご提示いただきました既存ダムにおける事前放流など、既存ストックを有効活用する案のみでは、八斗島地点での必要な洪水調節流量 4,900m³/s を確保することができないということでもございました。今後、他の対策を含めた検討を進めるにあたりまして、対策の有効性などを含みまして、県都に対して細やかな情報提供をお願いするとともに、次回の会議では、対策の全体像をお示しいただければと思います。引き続きよろしくをお願いいたします。以上でございます。

◆閉会

<石川河川調査官>

はい、ありがとうございました。ただいまの発言に関しまして、整備局からコメントありますか。

<室永河川部長>

どうもありがとうございます。河川部長の室永です。本日、既存ストックの有効活用の検討結果をお示しさせていただきました。様々、皆様から貴重なご意見いただいたというふうに思っております。我々もやはり 4,900m³/s という政策目標を掲げて検討しているというところでもございます。それに向かって具体的にどういったものが必要なのかというのを皆様のご意見も深めながら次回、第3回に向けて、検討を進めていきたいというふうに思います。引き続きこの検討をなるべくコンパクトに、ただ中身はしっかり深く進めていきたいというふうに思っております。その意味では、皆様方とより一層コミュニケーション取りながら、進めさせていただきたいというふうに思いますので、次回第3回に向けても引き続きご協力の方をお願いしたいと思っております。本日いただいたご意見は、しっかり参考させていただいて、次回につなげていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いしたいというふうに思います。

<石川河川調査官>

ありがとうございました。構成員の皆様におかれましては、長時間にわたり、ありがとうございました。本日の議事録につきましては、規約第4条の通り、会議は原則として公開となっておりますので、内容をご確認いただいた後、国土交通省関東地方整備局ホームページにおいて一般に公開するこ

とします。以上をもちまして、「第2回利根川水系における治水計画関係都県会議」を終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。

－ 以 上 －